

令和4年度 ケアプラン点検結果報告

熊本市介護保険課

ケアプラン点検の実施根拠 (介護給付適正化事業)

【根拠法令】

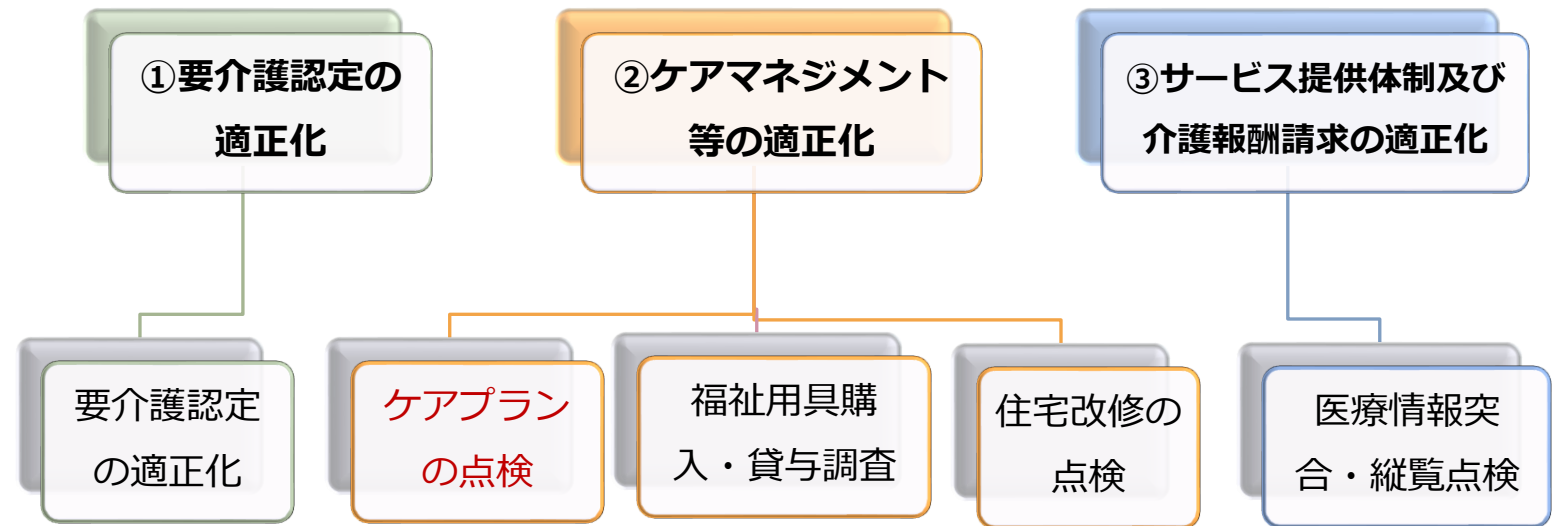
介護保険法第115条の45第3項第1号

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

介護給付等に要する費用の適正化のための事業

第5期熊本県介護給付適正化プログラム

3つの柱



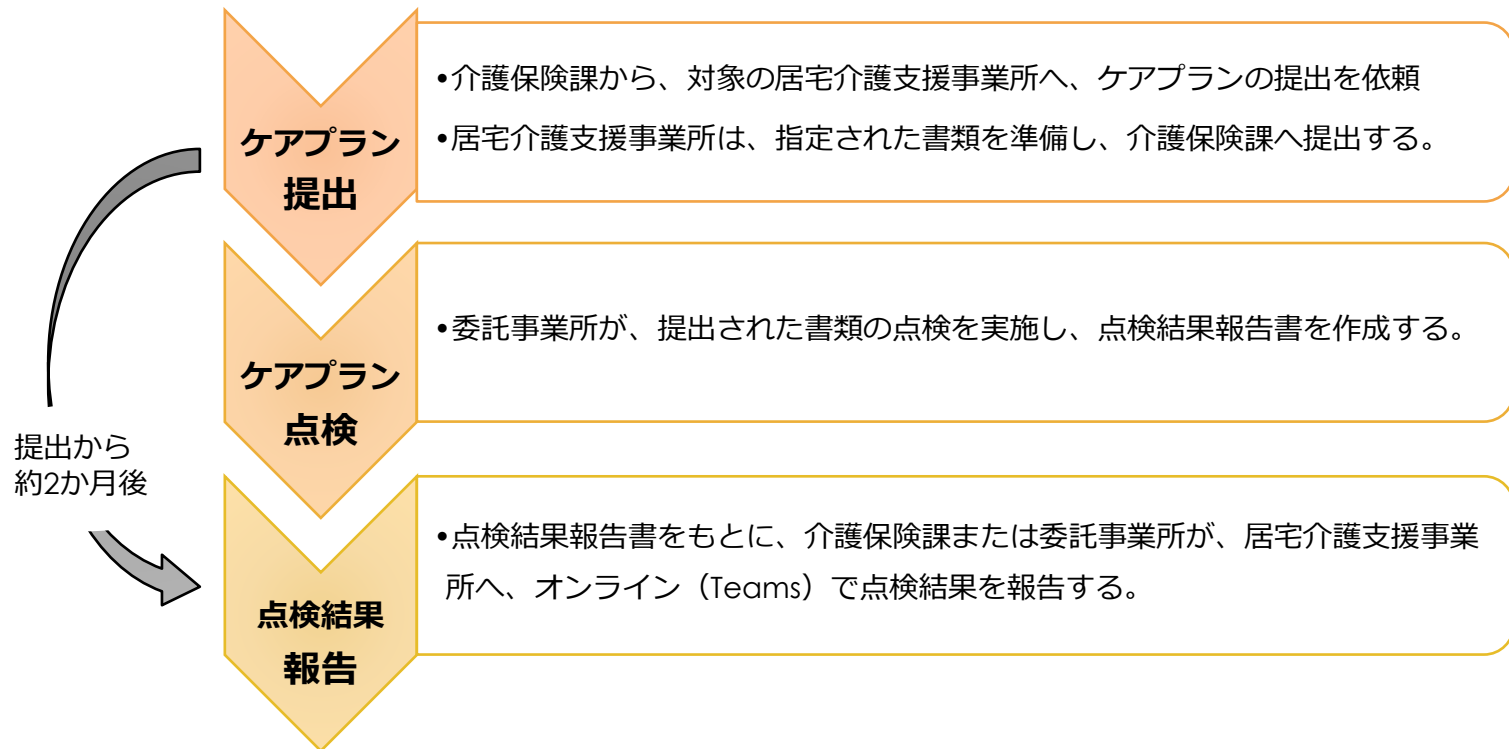
重点項目

ケアプラン点検の目的

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものである。

ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法（平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課）より

R4年度ケアプラン点検の実施方法



ケアプラン提出

＜提出プラン＞

①熊本市が指定したプラン

- ・福祉用具のみ利用のプラン
- ・頻回な訪問介護が位置付けられているプラン 等

②サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム入居者のプラン

③居宅介護支援事業所として点検を希望されるプラン

※ 原則要支援1・2、要介護1の軽度者

＜提出件数＞

居宅介護支援事業所のケアマネジャー数に応じて決定。

（ケアマネジャー1人あたり5ケース、最大20ケース。）

令和4年度ケアプラン点検実績

全6クール（令和4年7月～令和5年2月）

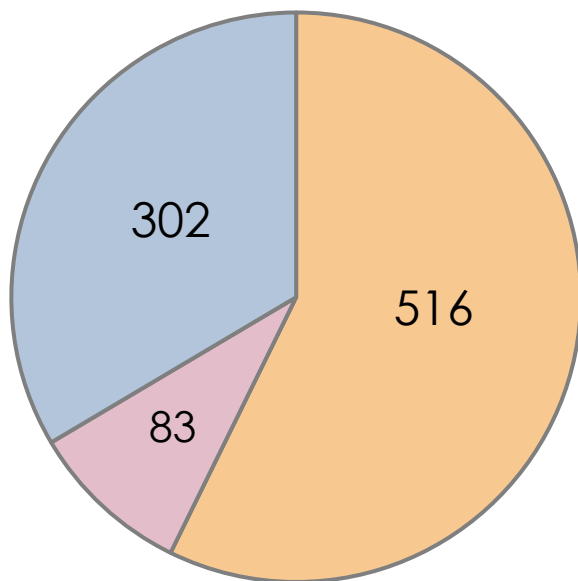
事業所数：76事業所

（うち8事業所が、初めてのケアプラン点検）

事例数：901件

令和4年度ケアプラン点検実績

抽出方法別件数



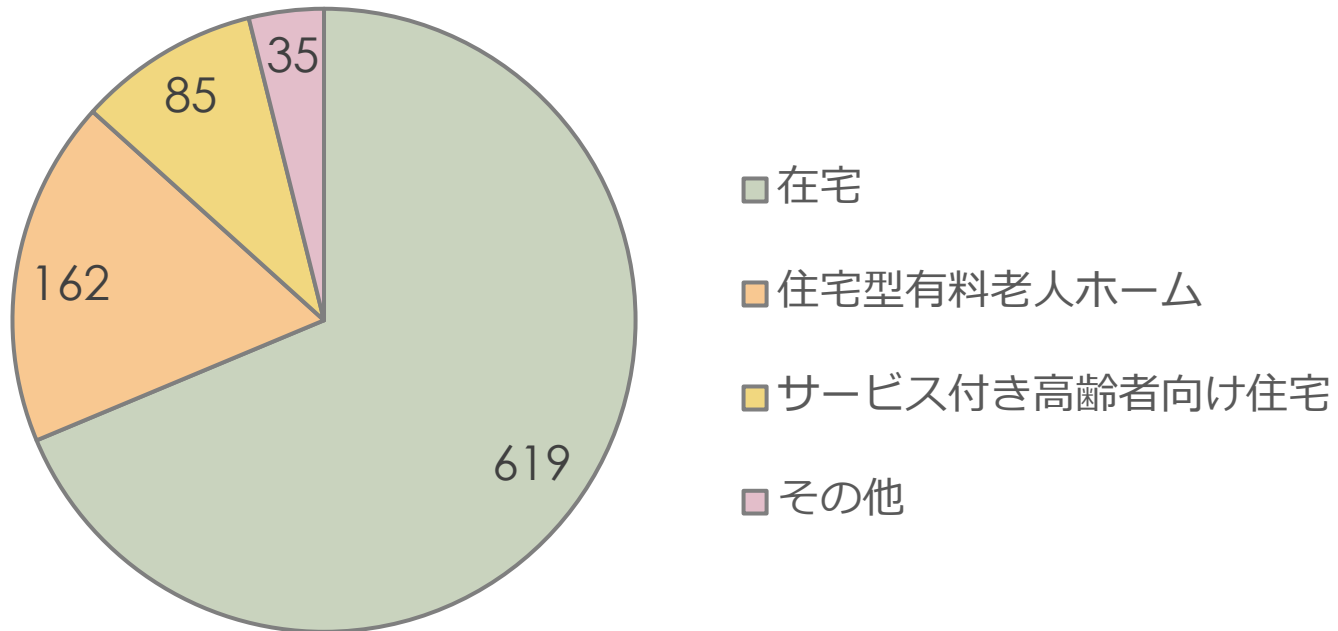
■熊本市が指定したプラン

■サービス付き高齢者向け住宅及び
住宅型老人ホーム入居者のプラン

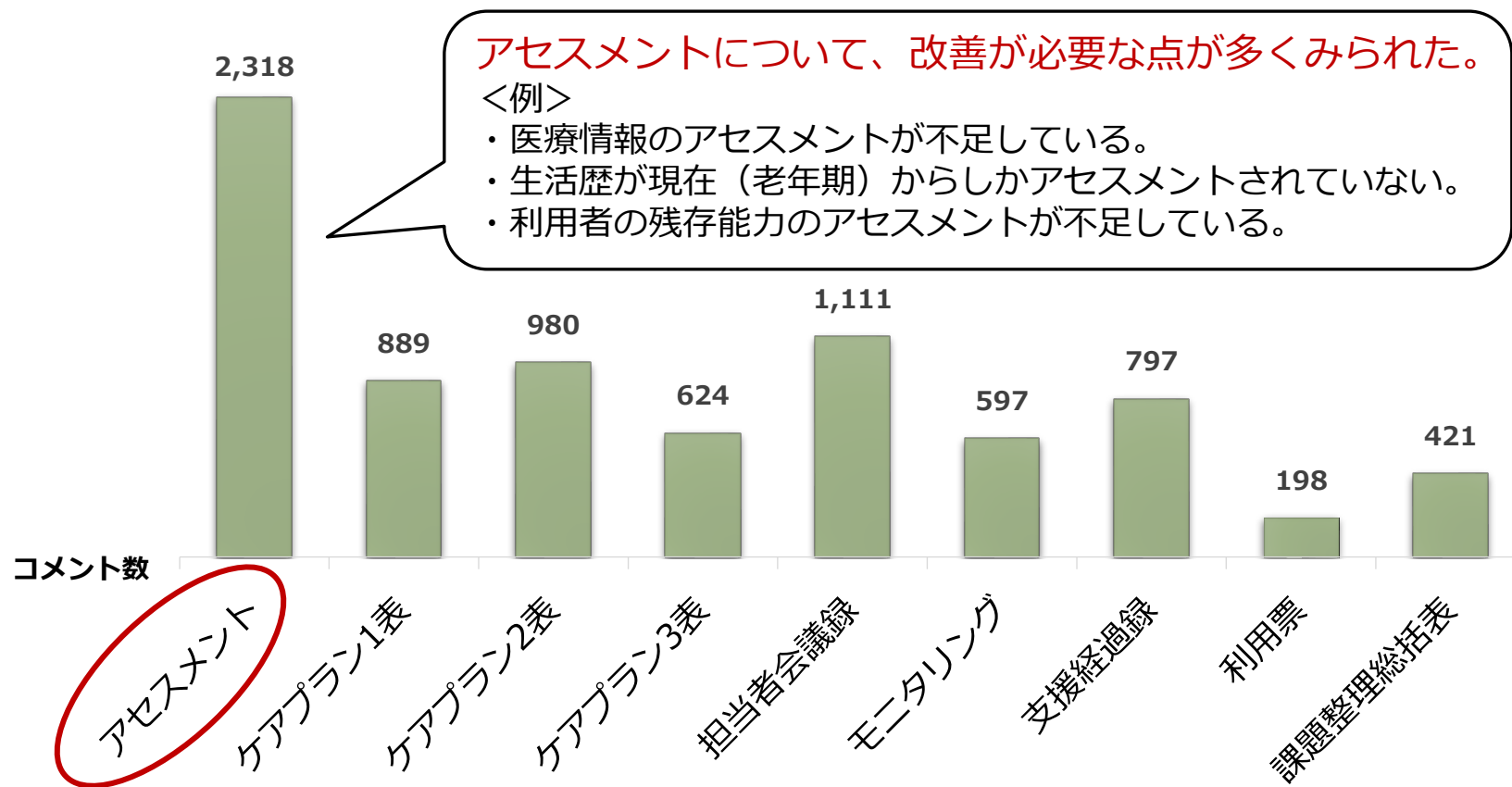
■居宅介護支援事業所として点検を
希望するプラン

令和4年度ケアプラン点検実績

住まい別件数



点検結果の傾向



改善された点（H31年度 → R4年度）

＜アセスメント＞

アセスメントに必要な情報収集が不足していた。（認定調査結果の記載のみのケースなど。）



アセスメントの23項目は網羅されている。本人・家族の意向が丁寧にききとられている。

＜プラン作成＞

ケアプランが介護保険サービスのみで構成されていた。



本人のセルフケアや家族支援、地域資源の利用についても検討されている。

改善された点（H31年度 → R4年度）

＜担当者会議＞

サービス事業所の出席がなく、
照会文書ももらっていない
ケースが見られた。



コロナ禍で開催が困難な事例
が多かったが、照会文書等で、
サービス事業所の専門的立場
からの意見が聴取されている。

＜モニタリング＞

モニタリングの記録が残され
ていなかった。



短期目標ごとにモニタリング
され、現状評価と今後の見通
しの検討がなされている。

ケアプラン点検感想

- ・ マネジメントする過程の中で、自分自身の不足している部分、弱い部分を知ることができた。今後のケアマネジメントに活かしていきたい。
- ・ 介護保険サービスの利用の必要性の根拠を明確にアセスメントに落とし込んでおらず、アセスメントが不足していることを痛感した。
- ・ 自身の帳票の傾向として、全体的にアセスメント段階の全体像把握が不足していると感じた。

ケアプラン点検感想

- ・利用者の自立支援を目的としたケアプラン作成が常に出来るように、介護保険だけでなく、地域の社会資源などを生かした支援をしていきたい。
- ・自分の考え方や傾向に気づくことができた。利用者の意向に沿わないケースでも、リハビリなど必要性を感じるケースもあり、いかに本人の意欲を引き出すかも、ケアマネの役割だと改めて感じた。
- ・サービスのアウトカムが不十分だった。いずれ介護保険の対象から外れても自分でできるよう、今から見据えた方向性をプランに落とし込まなければならないと感じた。
- ・一人ケアマネの事業所なので、とても勉強になった。（他のケアマネには、忙しい中聞けない。）

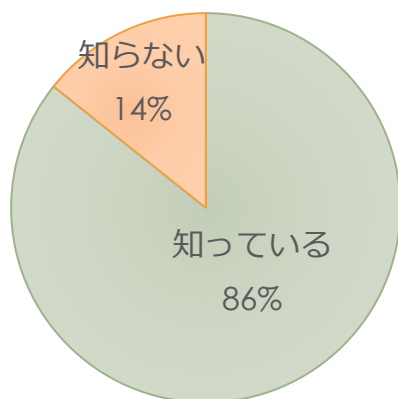
介護保険の理念

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

熊本市ケアマネジメント基本方針

本市では、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護が必要になった者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・重度化防止に資する『ケアマネジメント基本方針』を策定しています。



熊本市ケアマネジメント基本指針を知っていますか。
(R4年度ケアプラン点検後アンケートより)

熊本市ホームページをご確認ください 
[熊本市ケアマネジメント基本方針 / 熊本市ホームページ
\(city.kumamoto.jp\)](http://city.kumamoto.jp)